

秋田県高等学校等専攻科奨学給付金のお知らせ

○令和８年度の制度改正に伴い、令和７年度までの内容から支給要件・提出書類等に変更がありますので、ご注意ください。

●支給要件

令和８年７月１日現在、次の①～④のすべてに該当する世帯

①生徒の保護者（生計維持者）等が秋田県内に住所を有していること。

②以下のＡ～Ｃのいずれかを満たしている世帯であること。

Ａ：保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯

Ｂ：保護者等の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計額が 100 円以上 105,500 円未満の世帯

Ｃ：保護者等の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計額が 105,500 円以上 264,500 円未満で、扶養する子が 3 人以上いる世帯

③生徒が高等学校専攻科に在学していること（平成 26 年 4 月 1 日以降に入学した者で、大学への編入学基準を満たす課程及び国家資格養成課程に通う者に限る。）。

ただし、専攻科に在籍した期間が通算して 24 月を超える場合などは、対象となりません。

④生徒が日本国籍を有するなど、一定の国籍要件を満たしていること。

※保護者等が秋田県外に在住の場合は、お住まいの都道府県にお問い合わせください。

※道府県民税所得割及び市町村民税（いわゆる住民税）には「均等割」と「所得割」があります。

本給付金に関連するのは「所得割」ですので、ご注意ください。

※生徒が日本国籍を持たない場合でも、一定の条件を満たせば上記の④に該当する場合があります。

詳しくは下記問い合わせ先までお問い合わせください。

●生徒一人あたりの給付額（年額）

世帯区分	給付額
保護者等の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯	52,100 円
保護者等の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計額が 100 円以上 105,500 円未満の世帯	17,370 円
保護者等の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計額が 105,500 円以上 264,500 円未満で、扶養する子が 3 人以上いる世帯	13,030 円

※災害により制服を喪失・き損し、再度購入が必要となった場合は、給付の加算を受けられる場合があります。詳しくは下記問い合わせ先までお問い合わせください。

(次ページに続きます)

●申請方法

直接秋田県教育庁総務課に郵送してください。（送付先は、下記問い合わせ先のとおり）

※秋田県内の私立高等学校に専攻科はありませんので、対象となり得るのは「秋田県外の私立高等学校の専攻科に在籍する生徒の保護者で、秋田県内在住の方」のみです。

※申請書は県ホームページからダウンロードできます。申請書の郵送を希望される場合は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

●申請期限

令和8年10月30日（金）（必着）

●給付方法・給付時期

給付決定後、県から直接申請者（保護者等）の口座に年額を一括で振り込みます。

給付時期は11～12月頃を予定していますが、申請状況により前後する場合があります。

※申請書類等に不備がある場合は、支給が遅れることがあります。

●提出書類

①「秋田県高等学校専攻科奨学給付金受給申請書」（様式1-1～1-4）

※様式1-4は記入上の注意です。

- ・記入にあたっては「記入上の注意」「記入例」をよく読んで記入してください。
- ・記入上の誤りは、二重線を引き、その上に押印してから余白に記入してください。

②課税額の証明書類

保護者等全員の令和8年度課税証明書原本又は納税通知書の写し等（市町村発行の証明書等）

- ・今年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が分かるもの。
- ・保護者等全員（父母それぞれ）の証明書が必要です。

③個人対象要件証明書（様式2）

- ・令和8年7月1日以降に発行されたものに限りします。
- ・在籍している学校から証明を受けてください。

④生徒の住民票

- ・②の証明書類とは異なり、保護者ではなく生徒の住民票ですので、ご注意ください。
- ・個人番号（マイナンバー）の記載がないものに限りします。

⑤振込口座届（様式10）と通帳又はキャッシュカード等のコピー

- ・口座は申請者（保護者等）本人名義のものに限りします。
- ・通帳又はキャッシュカード等のコピーは、銀行、支店、口座の種類及び口座番号が分かるもの。

（次ページに続きます）

⑥扶養親族申告書（様式１２）

※１ページに記載の「保護者の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計額が105,500円以上264,500円未満で、扶養する子が３人以上いる世帯」として給付を受けようとする場合のみ。

○制服が災害等により喪失・き損した場合の給付額の加算を受ける際は、別途必要となる書類があります。該当する場合は、お問い合わせください。

●問い合わせ先

（私立高等学校）

秋田県教育庁総務課 総務・私学チーム

〒010-8580 秋田市山王三丁目１－１ Tel 018-860-5111

（私立専修・各種学校）

政策企画部高等教育振興課 高等教育振興チーム

〒010-8570 秋田市山王四丁目１－１ Tel 018-860-1223

【秋田県ホームページ】

「秋田県高等学校等専攻科奨学給付金制度について（私立高等学校）」

（コンテンツ番号：98829）